

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除(猶予)される制度があります。免除(猶予)には申請が必要で、所得審査があります。



■ 免除・猶予制度

▷ 保険料免除

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合…保険料の全額または一部(1/4、1/2、3/4)を免除

▷ 若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合…保険料の納付を猶予
※学生の方は、学生納付特例をご利用ください。

■ 申請の手続き

7月1日(水)から、市民課保険年金係または多治見年金事務所で、平成27年度分(平成27年7月～平成28年6月)を受け付けます。

※2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

■ 申請に必要な物

▷ 年金手帳 ▷ 印鑑 ▷ 身分証明書(運転免許証など)
▷ 退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など

■ 保険料の追納

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、天災などに遭った方はご相談ください。

問 市民課保険年金係 (内線137)
または多治見年金事務所 (☎0255)

後期高齢者医療に加入している皆さんへ 保険証の更新・保険料額決定のお知らせ

■ 保険証を更新します

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、市内に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳～74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は7月31日です。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月1日からご使用ください。新しい保険証は、うすい緑色に変わります。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成27年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成27年7月31日
住 所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

7月31日までうすい青色

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成28年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成28年7月31日
住 所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成27年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

8月1日からうすい緑色

■ 平成27年度の保険料額を決定しました

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

▷ 保険料の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得の合計額や個人の所得が基準以下の方、または、被用者保険(協会けんぽや健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった方などに対して軽減します。詳しくは、保険料額決定通知書でご確認ください。

▷ 保険料の納付が難しいとき

失業や災害などで保険料の支払いが困難な場合は、早めにご相談ください。



問 市民課保険年金係 (内線135)